

society&business Tokyo25 journal

25 journal

執筆協力 編集室システムU okamura.nobuyoshi@gmail.com

河合弘之弁護士が語る

西多摩霊園の「中国帰国者之墓」

ライター 土屋雄二郎

今年4月中旬に『もう中国とは「共助」でないといけない』(日本橋報社)を出版した。河合弁護士は他人事と集である。その第2章に登場するのはさくら共同法律事務所所長弁護士で中国残留孤児の国籍取得を支援する会長の河合弘之氏だ。

1981年11月22日の朝日新聞夕刊「中国孤児の徐明さん母子」「祖国の年の瀬 肌寒く」「まぶたの父」は別人だった」の見出しを見た旧満州新京市(現・中国長春市)生まれで家族とともに引揚船で帰国がなかった河合弁護士は他人事と思えなかった。「徐明さんを支援する会」に「訴訟よりも家裁に日本人子女だと立証する『就籍』の方法で日本国籍を取得しよう」と提案。幸い徐さんが持参していた中国の公証処発行「日本人孤児証明書」が効き半年後に今村明子名で国籍を取得することができた。

当時の今村さんは日本語が壁で転職を繰り返していた。河合弁護士から「僕の事務所『日本国籍の取得サポート』を担当しないか？」と言われると2つ返事で了解した。陳述書提出の際には中国語しかできない帰国者に必要な書類を集めていった。その結果、中国残留孤児の就籍による国籍取得は1250

人超に上る。この間、今村さんは妹を探していた茨城県の池田姉妹と偶然出会い、DNA鑑定の結果、「99・999%姉妹」と出て51年ぶりに本名「池田澄江」を名乗る。それでも帰国者たちの生活は日々困難を以て「早期帰国実現義務違反」と「自立支援抛に国賠訴訟を起こす。その原告団長は池田さんが務めた。だが、



西多摩霊園にある「中国帰国者之墓」



弁護士で中国残留孤児の国籍取得を支援する会会長の河合弘之氏

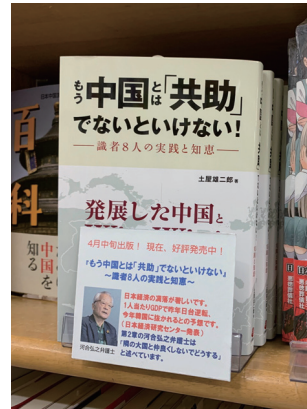
からと提供を決意。河合弁護士は「木の葉は枯れ落ちて根もとに帰ることから、他郷をさすらう者も落ち着く先は故郷」という意の「落葉帰根」にも心動かされた。除幕式は1990年6月17日。霊園に足を運び、管理事務所まで中国帰国者の墓の場所を聞くと丁寧な説明を受けた。進行方向を上った中腹のY字路にひととき大きな東海大学松前一族の墓がある。その右手小径を少し歩くと海部俊樹首相(当時)揮毫による「中国帰国者之墓」と2歳で旧満州奉天市(現・中国瀋陽市)に渡り戦後帰国した漫画家ちばてつや氏(デザインの「まんしゅう地蔵」が建つ。その日も綺麗な仏花がたむけられていた。管理はNPO法人中国帰国者・日中友好の家事事務長の池田さんたち

お金とお墓の次の問題は言葉の壁だ。河合弁護士は40、50代で帰国した人たちは日本語が話せないのではどの集でも中国語が飛び交う。これでは日本の社会に参加できないと思いい、御徒町のビル1階と地階を借りて「家」を設立。中国からの帰国者たちはここに集まり合唱や餃子を作ったり仲良くしている。

池田さんにインタビュしたら「河合先生にはこれまで本当に大変なお世話になりました」と続き「40年前の日本は私たちが温かく迎えてくれ天国だった。今の日本はおかしく。電車通勤で座りた

この話を河合弁護士にぶつけると「日本人が人に優しく国民になってきた。人との関係が非常にギクシャクしている。個人情報保護で日本が覆面社会になった。これの一番の悪用は行政文書の黒塗りだ。個人情報保護の魔法の言葉になって」と指摘する。

そして最後に「僕も登場した土屋さんの『もう中国とは「共助」でないといけない』は対談相手の8人が多士済々で読み応えがあった。中国人は日本の残留孤児を我が子同然に育ててくれるなど優しい。隣の大国と仲良くしないでどうするんだよ」と言い、日本の行く末を正視した。



河合氏も対談相手で登場する『もう中国とは「共助」でないといけない』

インボイス制度の定着に協力 青梅間税会が総会開催



会場の開催、税を考える週間への協力、「税の標語」の募集活動などを通し、消費税などに関する啓発・広報活動を行っていく。確定申告の広報活動にも引き続き取り組む。

田村実会長は「インボイス制度は、消費税のより公平な負担を目的とした制度であり、青梅間税会が制度の定着に取り組みむなど、円滑な税務運営に協力していきたい」と呼びかけた。来賓で青梅税務署の青木裕貴署長が祝辞を述べた。

青梅間税会が5月18日、羽村市プリモホールゆとろぎで第59回通常総会を開いた。2023年度の事業計画、予算案などを全会一致で承認した。写真

真。149会員が出席。総会後の意見交換会も4年ぶりに行なった。23年度は、10月1日から始まるインボイス制度の定着を後押しし、制度に関する講演

黒茶 黒屋

炭火焼山梨料理

あきる野市小中野167 ☎042-596-0129

令和5年6月の営業

- <月曜日を除く全日> ご昼食(11時~15時受付) 夕食(前日迄のご予約制・土日祝は当日可)(17時~19時受付・21時閉店)
- <月曜日> ご昼食のみの営業(11時~15時受付)

定休日:毎週火曜日・6月14日・28日の水曜日

喰い庵

あきる野市小川633 ☎042-559-8080

令和5年6月の営業

- <月曜日を除く全日> ご昼食(11時~15時受付) 夕食(前日迄のご予約制)(17時~19時受付・21時閉店)
- <月曜日> ご昼食のみの営業(11時~15時受付)

定休日:毎週火曜日・6月7日・21日の水曜日

井中居は令和5年6月15日をもって、閉店することとなりました。長きにわたりご愛顧くださり、心より感謝を申し上げます。

お越しの際はホームページか電話でご確認ください。